

貨物概要

甲が革、本底がゴムと革から成る履物。本底の踏みつけ部にセルラーラバーが貼り付けられ、接地面積はゴムが一番大きくなっている。つま先及び踵部にタックという鉛合金の釘が一足あたり約 200 本打ち付けられているもの。

くるぶしを覆わない形状のフラメンコダンス用の履物。

分類

関税率表第 6403.99 号 - 1 - (統計番号 6403.99-011) の体操用、競技用その他これらに類する用途に供する甲が革製、本底がゴム製の履物

分類理由

地面に接する面積が最も大きい材料はゴムであることから、第 64 類注 4 の規定により、本底はゴム製のものとして分類されます。

つま先及び踵部に釘が合計 200 本打ち付けられているという特殊な形状から、フラメンコダンス用として特に作られた履物であると認められますので、国内分類例規第 64.03 項～第 64.05 項の 1 の 表の 9 の「その他の体操用等の靴」に該当するものとして、上記のとおり分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります (関税法第 4 条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属 (分類) となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)